

2008年3月

職場を歩き、問題発見と改善提案で安全な職場づくりを進めよう

厚生労働省の安全週間（7月1日～7日）にあたって

働くもののいのちと健康を守る全国センター理事会

全国センター理事会は、労働組合をはじめとする加盟団体に、労働災害、職業病、過労死などの予防活動を積極的に促進する立場から、国が進める安全週間（7月1～7日）にあわせて、安全で健康な職場作りを呼びかけます。

I. 派遣労働者で労働災害が急増している

平成19年1月～12月（速報）の労働災害による死亡者数は1,330人、前年より106人（7.4%）減となり過去最少となり、重大災害（一度に3人以上の労働者が死傷した災害）も前年同期より34件減の272件となっています。

しかし重大災害は平成18年の318件の最多件数からやっと減少に転じたばかりであり、厚生労働省は、第10次労働災害防止計画（03年度～07年度）の労働災害を20%以上減らす目標の達成は困難との見通しをもち、「労働災害発生率の規模間格差は必ずしも縮小」せず、死傷者数の3分の2が50人未満事業所であると報告しています。

また321万人を超える派遣労働者のなかでの労働災害が急増しています。全国の派遣労働者が労災に遭うケースが06年では「前年比5割増」（読売新聞）、さらに中国地方5県の労働局がまとめた速報値では派遣労働者の労災が07年度は前年度より88.2%増加し、山口県では職場の経験期間1年未満の派遣労働者の労災が6割に達しています。派遣労働者では「ケガと弁当は自分持ち」という「労災隠し」がすすみ、ケガや病気から失業を余儀なくされるケースも少なくなく、文字どおり「使いすて」という事態が進行しています。

労働災害20%減の目標が達成できない背景として厚生労働省は、業務請負等のアウトソーシングの増大、合併、就業形態多様化、雇用流動化等の進行の結果、「所属や就業形態の異なる労働者の混在化が一般化している」との認識を示しています。

自民党などが押し進めてきた、新自由主義路線に基づく様々な規制緩和の結果が重大災害をもたらし、派遣労働者の労災の急増に結びついているといわざるを得ません。

II. まず職場の安全点検を

事業所を見直し安全を確保する運動を職場から作っていくことはきわめて大切です。

1. 危険な実態がないか、労働者自らがグループで現場を歩くことから、まず初めて見ましよう。現場を観察、巡視、点検するなかで「どうしたら、もっとよくなるか」をグループで様々な視点から討議することが重要です。さらに労働者が工夫し、改善している事例を収集し、対策に生かしていくことも大切です。

そのためには近藤雄二著「慢性疲労 そのリスクのマネジメントを学ぶ」や、労働安全衛生マネージメントシステムやそれに関する関係法規などを学習して、職場を見る目をさらに養い、各種のチェックリストを活用することなどして、私たちの安全点検、安全対策のレベルを向上させていきましょう。

2. また労働安全衛生委員会がきちんと開かれているか、産業医の活動、職場巡視、健康

診断、安全教育などが労働安全衛生法をはじめとする法令にもとづいてきちんと行われているかどうかの点検も大切です。特に派遣など非正規労働者に安全教育が行われているかどうかの点検が重要です。

3. さらに事業所内の労働組合の点検だけでなく、同一産業内の労働組合同士で点検を進めるのも効果的です。働くもののいのちと健康を守る地方センター・地域センターなどで話し合い労働組合の横の連絡を密にし、できる地域では積極的にとり組みましょう。

Ⅲ. 事業主に改善案の提案を

1. 明らかになった多くの改善すべき事項を、もっとも危険な実態から改善していくこと、優先順位を決め目標を持ってとりくむことが大切です。労働安全衛生委員会などの議題とし、事業主と話し合いを進め、一つひとつ具体的な成果を勝ち取ることが重要です。

厚労省がすすめる全国安全週間の実施要綱では、「経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う」としています。実施要綱等を活用し、経営者の責任を求めていくことも重要です。

2. 中小零細企業では大企業本位の政治の下、きびしい経営を余儀なくされています。しかし一旦事故を起こすと信用が低下し、社会的な批判にさらされます。50人未満の企業の安全衛生を担う地域産業保健センターとの連携、いくつかの企業が共同で産業医を選任した場合に助成金が支給される産業医共同選任事業などの制度を活用して、中小零細企業でも安全対策を前進させましょう。

Ⅳ. 単産や「いの健」センターの役割

1. 地方センター、単産の役割

働くもののいのちと健康を守る地方センターとして、加盟組織や地方、地域の労働災害の実態などから行政への要求をまとめ、労働局交渉を行うなどとりくみを強めましょう。特に派遣など非正規労働者の問題については、県労連、各地の青年ユニオンなどとの連携を深め、いのちと健康を守るとりくみを強化しましょう。単産でも労災職業病の発生状況などを調べ、要求課題、政策的課題を明らかにし「安全な職場づくり」へのとりくみを強めましょう。

また地方センター、単産中央は職場からの相談にこたえること、学習会の講師を派遣するなど、職場組織への援助を強めましょう。

2. 全国センターの活動

① 50人未満の職場での安全衛生体制が確立するよう、労働安全衛生法の改正要求をまとめます。

② 派遣労働者など非正規労働者の労災や健康問題を重視します。全労連非正規雇用全国センター（準備会）や各地の青年ユニオン等と協力して「青年の労働と健康」の調査にとりくみ、深刻な実態を社会的にアピールし、労働者派遣法、労働安全衛生法などの改善なにとりくみます。

③ 第4回労働安全中央学校（6月6日～8日・東京）を開催し、このカリキュラムの

中に「職場巡視実習コース」を新設します。また秋には第3回健康で安全に働くための交流集会（10月11日～12日・予定：京都）を開催します。大いに学び、全国的に交流し、いのちと健康を守るとりくみをさらに前進させます。

④ ポスター用スローガンを募集します。全国センターは、安全週間で地方センター、単産、単組で活用できるポスターを作成します。働くもののいのちと健康を守るセンターにふさわしいスローガンを公募します。

5月31日までに、メールかFAXで送信下さい。ふるって応募を呼びかけます。